

5 相 続 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成15年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 加算贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2 割 加 算 額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納 税 猶 予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の税率等（平成14年分）

法定相続分に応 ずる取得金額	800万円 以 下	1,600万 円 以下	3,000万 円 以下	5,000万 円 以下	1 億 円 以 下	2 億 円 以 下	4 億 円 以 下	20 億 円 以 下	20 億 円 超
率	% 10	% 15	% 20	% 25	% 30	% 40	% 50	% 60	% 70
控 除 額	万円 -	万円 40	万円 120	万円 270	万円 520	万円 1,520	万円 3,520	万円 7,520	万円 27,520

（使用方法）法定相続分に応ずる取得金額×率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

- (1) 税 額 控 除 相続税から控除される金額で次の種類がある。

イ 贈 与 税 額 控 除 加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。

ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。

ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装

または隠ぺいされていた財産は含まれない。

- ハ 未 成 年 者 控 除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
- ニ 障 害 者 控 除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が20歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相 次 相 続 控 除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

相 続 税

5－1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分			相 続 人 の 数	金 額
			人	千円
取 得 財 産 価 格			1,186	80,285,454
債 務 控 除 額			521	5,594,933
加 算 贈 与 財 産 価 格			56	260,645
課 税 価 格			実 1,179	74,950,606
相 続 税 額	算 出 税 額		1,166	11,939,778
	2 割 加 算 額		27	130,886
	計		実 1,166	12,070,664
	贈 与 税		31	97,456
	配 偶 者		142	3,303,306
税 額 控 除	未 成 年 者		25	6,965
	障 害 者		20	25,729
	相 次 相 続		52	239,359
	外 国 税 額		-	-
	計		実 251	3,672,815
差 引 税 額			実 1,056	8,397,849
納 税 猶 予 額			1	1,617
納 付 税 額			実 1,056	8,396,233
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額			-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			300	29,430,000

調査対象等：平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注） 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区分 年分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除 額	納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
10	1,174	78,778,090	12,626,629	3,052,066	1,053	9,320,008	300
11	1,257	84,453,923	13,744,663	4,660,187	1,112	9,004,050	317
12	1,338	79,874,235	11,286,668	3,168,824	1,222	8,097,606	321
13	1,409	79,276,117	10,906,009	2,588,496	1,287	8,242,264	337
14	1,179	74,950,606	12,070,664	3,672,815	1,056	8,396,233	300

（注） この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理の状況

年分	区 分	課 税 価 格		納 付 税 額	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	申 告 額	1,179 人	74,709,817 千円	1,059 人	8,391,458 千円
	修正申告による増差額	22	334,202	21	50,289
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	16	144,389	16	55,636
	決 定 額	1	50,976	1	10,122
	計	実 1,179	74,950,606	実 1,056	8,396,233
過 年 分	申 告 額	73	4,432,513	69	381,179
	修正申告による増差額	116	2,004,843	163	363,910
	更正による増差額	13	249,176	13	69,862
	更正等による減差額	133	1,180,674	149	614,214
	決 定 額	15	430,948	15	34,022
	計	実 67	5,936,806	実 54	234,759
合 計	申 告 額	1,252	79,142,330	1,128	8,772,637
	修正申告による増差額	138	2,339,045	184	414,199
	更正による増差額	13	249,176	13	69,862
	更正等による減差額	149	1,325,063	165	669,850
	決 定 額	16	481,924	16	44,144
	計	実 1,246	80,887,412	実 1,110	8,630,991

調査対象等：「本年分」は平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成14年11月1日から平成15年6月30日までの間の、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(4) 加 算 税

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	3 人	63 千円	29 人	8,188 千円	- 人	- 千円
過 年 分	84	51,337	119	55,290	13	22,078
合 計	87	51,400	148	63,478	13	22,078

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況

署 名	項 目	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
那 平 石 北 名 沖	那 覇	306 人	21,572,311 千円	276 人	2,717,361 千円	83 人
	良 垣	7	334,157	7	8,041	2
	那 覇	29	1,452,808	28	79,212	7
	護 縄	282	19,185,185	255	2,396,331	71
		36	2,470,371	30	212,215	10
		519	29,935,774	460	2,983,074	127
計		1,179	74,950,606	1,056	8,396,233	300

調査対象等：この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

5－2 相 続 財 産 価 格 階 級 別

人員、課税価格、税額、法定相続人員別の被相続人数

(単位：人・千円)

階級別 区 分	課 税 価 格 階 級								
	1 億 円 以 下	1 億 円 超	2 億 円 超	3 億 円 超	5 億 円 超	7 億 円 超	10億 円 超	20億 円 超	合 計
被相続人の数	26	146	62	41	18	4	1	2	300
課 税 価 格	2, 224, 205	21, 265, 216	14, 616, 225	15, 643, 051	10, 154, 285	3, 256, 045	1, 190, 692	6, 360, 098	74, 709, 817
同上のうち加 算 贈 与 財 産 価 額	20, 109	104, 480	6, 156	18, 779	90, 120	21, 000	-	-	260, 645
納 付 税 額	51, 602	819, 788	1, 118, 431	1, 825, 142	1, 965, 446	653, 915	471, 587	1, 485, 546	8, 391, 458
法定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 の 数	0 人の者	1	1	-	-	-	-	-	2
	1 人 "	10	9	1	-	2	-	-	22
	2 人 "	6	17	6	2	-	1	-	32
	3 人 "	5	15	5	2	2	-	-	29
	4 人 "	4	26	12	6	4	1	-	54
	5 人 "	-	27	12	12	-	1	1	53
	6 人 "	-	26	8	8	4	-	-	46
	7 人 "	-	12	5	4	1	-	-	23
	8 人 "	-	6	8	2	3	-	-	19
	9 人 "	-	6	3	2	-	-	-	11
	10人 "	-	1	1	1	1	-	-	4
	10人 超	-	-	1	2	1	1	-	5
法定相続人数	53	679	333	240	100	22	5	11	1, 443

調査対象等：平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

5 - 3 相続財産種類別の状況

被相続人数、財産価額

財 産 の 種 類		被相続人等の数	総 遺 産 価 額
土 地	田畑（耕作権及び永小作権を含む）	152 人	7,410,605 千円
	宅地（借地権を含む）	285	39,892,184
	山林	23	740,620
	その他の土地	170	17,273,427
	計	295	65,316,836
家 屋 、 構 築 物		234	2,991,207
事業用財産	機械器具、じゅう器、商品、原材料等	7	48,881
	売掛金	-	-
	その他の財産	15	215,351
	計	実 18	264,232
有価証券	株式及び出資金	103	1,170,277
	公債及び社債	13	109,612
	投資・貸付信託の受益証券	10	113,148
	計	実 100	1,393,037
現 金 預 貯 金 等		288	7,072,583
家 庭 用 財 産		87	30,220
そ財 の 他 の 産	生命保険金等	14	381,242
	退職金及び功労金等	4	228,523
	その他	140	2,365,968
	計	実 143	2,975,732
資 産 価 額 合 計		300	80,043,847
負金 額 債等	債務	280	5,151,507
	葬式費用	286	442,610
	合計	実 299	5,594,116
差 引 純 資 産 価 額		実 300	74,449,731
加 算 贈 与 財 産 価 額		21	260,645
課 税 価 格		実 300	74,709,817

調査対象等：平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得したものについて平成15年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。